

社団法人長野県サッカー協会

入会金及び会費並びに登録料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人長野県サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第7条の規定に基づく会員の入会金及び会費等並びに定款第19条第3項の規定に基づく会友の会費及び定款第21条の規定に基づく登録会員の登録料について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、定款第13条第2項の規定に基づき正会員として入会した者又は賛助会員として入会した個人又は法人及び特別会員として入会した者は入会金を免除する。

- (1) 正会員として入会した個人 3,000円
- (2) 正会員として入会した法人 10,000円

(会費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

- (1) 正会員として入会した個人 5,000円
- (2) 正会員として入会した法人 50,000円
- (3) 賛助会員として入会した個人 一口 30,000円 一口以上
- (4) 賛助会員として入会した法人 一口 30,000円 一口以上
- (5) 特別会員として入会した者 一口 30,000円 一口以上